令和８年（フ）第７２７号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保106番地63、前住所埼玉県入間郡三芳町大字藤久保289番地１　ディックピア鶴瀬507号
債務者　中山　恵一
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７３０号
埼玉県ふじみ野市大井652番地30
債務者　小平賀津雄
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７３５号
埼玉県所沢市若狭１丁目2972番地の16　イルソーレ101
債務者　神山美智惠
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７４６号
埼玉県所沢市小手指町２丁目1425番地の５　ウィザード小手指205、前住所埼玉県所沢市上新井３丁目68番地の１　マック小手指ハイム104
債務者　岡戸　良能
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７５２号
埼玉県坂戸市末広町12番地（13―301）
債務者　大西美友樹
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７５４号
埼玉県入間市大字扇町屋1226番地２　県住向原３―208
債務者　高橋　博子
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７７１号
埼玉県入間市東藤沢７丁目44番４号
債務者　出口真奈美
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３２９号
岡山県倉敷市平田240番地12　シティハイツ101号
債務者　髙木　　仁
１　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１０７６号
埼玉県幸手市東２丁目31番11号
債務者　岡田　　光（旧姓古閑）
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６３７号
埼玉県志木市本町五丁目11番８―302号
債務者　黒田　夢姫
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６９５号
さいたま市岩槻区諏訪３丁目３番地　４号402
債務者　佐藤恵美子
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７０９号
埼玉県川口市大字木曽呂216番地の５　フラワーガーデンＡ201号
債務者　渋谷　善行
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７４３号
埼玉県北足立郡伊奈町小室818―２　けやき荘、住民票上の住所埼玉県北本市東間２丁目24番地１
債務者　島田　瑞起
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７５５号
さいたま市浦和区仲町４丁目24番６号　エメ・サンルーナ402号室
債務者　法田　未来
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６２２号
埼玉県草加市草加４丁目３番23―105号
債務者　サフィラ　カンサ　ムンタカ
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第７２５号
埼玉県ふじみ野市大井1219番地４
債務者　宍戸　美春
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７５７号
埼玉県狭山市狭山台２丁目１番地　２―11―201
債務者　井上　佑介
１　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日までさいたま地方裁判所川越支部